

平成 27 年 6 月 24 日

# 株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町194番地

株式会社 **群馬銀行**

代表取締役頭取 齋藤 一雄

## 第130回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当行第130回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項**
- 第130期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
  - 第130期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結計算書類の内容及びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期末配当金は1株につき6円50銭と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、下記のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

変 更 前	変 更 後
(新 設)	(取締役との責任限定契約) <u>第25条</u> 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第25条～第34条 (条文省略)	第26条～第35条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役との責任限定契約) <u>第36条</u> 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第35条～第41条 (条文省略)	第37条～第43条 (現行どおり)

第3号議案

取締役13名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、木部和雄、齋藤一雄、高井研一、角田尚夫、木村隆哉、栗原 弘、堀江信之、深井彰彦、南 繁芳、平澤洋一、金井祐二、二宮茂明の12名が再選、武藤英二が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、二宮茂明、武藤英二の両名は社外取締役であります。

以 上

お 知 ら せ

○本總會終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。また、当行の取締役、監査役、執行役員 の体制は、次のとおりとなりました。

取 締 役 会 長 (代表取締役)	木 部 和 雄
取 締 役 頭 取 (代表取締役)	齋 藤 一 雄
専 務 取 締 役	高 井 研 一
専 務 取 締 役	角 田 尚 夫
常 務 取 締 役	木 村 隆 哉
常 務 取 締 役	栗 原 弘
常 務 取 締 役	堀 江 信 之
常 務 取 締 役	深 井 彰 彦
取 締 役	南 繁 芳
取 締 役	平 澤 洋 一
取 締 役	金 井 祐 二
取 締 役	武 藤 英 二
常 勤 監 査 役	中 川 望 広
常 勤 監 査 役	萩 原 林 義 洋
監 査 役	小 石 田 弘 金
監 査 役	福 島 金 夫
執 行 役 員	小 横 林 啓 勝
執 行 役 員	中 村 林 修
執 行 役 員	小 花 崎 俊 幸
執 行 役 員	大 湯 沢 浅 幸
執 行 役 員	井 上 見 紀
執 行 役 員	毛 渡 辺 隆 幸